

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

補給を承認した漁業近代化資金については、なお従前の例による。

告

示

北海道告示第649号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成20年9月30日、てしおがわ土地改良区の定款の変更を認可した。

平成20年10月10日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第650号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、道営土地改良（芽室地区草地整備〔公共牧場中核型〕（区画整理、暗きょ排水））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道十勝支庁に備え置いて、平成20年10月15日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第7項の規定による決定に不服がある者は、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成20年10月10日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第651号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第98条第8項の規定により、上士幌町農業委員会が定めた川西地区の農用地等の交換分合計画を認可した。

平成20年10月10日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第652号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第98条第8項の規定により、広尾町農業委員会が定めた野塚地区の農用地等の交換分合計画を認可した。

目次

ページ

規 則

○北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則.....（水産経営課） 11

告 示

○土地改良区の定款の変更の認可.....（農業支援課） 11

○道営土地改良事業変更計画の決定.....（農業施設管理課） 11

○農業委員会が行う交換分合計画の認可（3件）.....（農業施設管理課） 11

○特定調達契約に係る落札者等の公示.....（漁業管理課） 12

○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定.....（治山課） 12

○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更.....（治山課） 12

○土地収用法による土地の立入りの通知.....（建設部総務課） 13

○道路の供用の開始.....（道路課） 13

○道路の区域の変更及び供用の開始.....（道路課） 13

道教育庁上川教育局告示

○特定調達契約に係る入札の公告..... 13

規 則

北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年10月10日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第99号

北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

北海道漁業近代化資金利子補給規則（昭和44年北海道規則第93号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表中「年0.45パーセント」を「年0.5パーセント」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正後の北海道漁業近代化資金利子補給規則の規定は、平成20年7月18日以後に知事が利子補給を承認した漁業近代化資金について適用し、同日前に知事が利子

平成20年10月10日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第653号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第98条第8項の規定により、帯広市農業委員会が定めた中八千代地区の農用地等の交換分合計画を認可した。

平成20年10月10日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第654号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成20年10月10日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
漁業取締船ほっかい上架修理工事 一式

2 随意契約の相手方を決定した日

平成20年8月8日

3 随意契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏 名 檜崎造船株式会社

(2) 住 所 室蘭市築地町135番地

4 随意契約に係る契約金額

67,410,000円

5 契約の相手方を決定した手続

随意契約

6 随意契約によった理由

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による。

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道水産林務部水産局漁業管理課

(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第655号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成20年10月10日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 指定施業要件変更予定保安林 名寄市（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所

2 保安林として指定された目的 公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道上川支庁産業振興部林務課及び名寄市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第656号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成20年10月10日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 宗谷郡猿払村（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 風害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 釧路市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係支庁産業振興部林務課並びに釧路市役所及び猿払村役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第657号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第11条第1項ただし書の規定により、次のとおり土地に立ち入る旨、通知があった。

平成20年10月10日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 起業者の名称

国土交通大臣

2 事業の種類

一般国道38号及び一般国道44号改築工事（釧路外環状道路・釧路IC（仮称）から別保IC（仮称）まで）並びにこれに伴う普通河川、排水路及び町道付替工事

3 立ち入ろうとする土地の区域

釧路市北園190番1888、同190番459
釧路市昭和190番4309、同190番4310、同190番1331、同190番1348

4 立入期間

平成20年10月20日から10月24日まで

北海道告示第658号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道留萌土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成20年10月10日

北海道知事 高 橋 はるみ

路線名

供用開始の区間

供用開始の期日

道道 達布石狩沼田停車場線

留萌郡小平町字達布898番地先から
留萌郡小平町字達布国有林留萌南部森林管理署1048林班ね小班地先まで

平成20.10.10

道道 霧立小平線

苫前郡苫前町字霧立国有林留萌南部森林管理署2120林班か小班地先から
苫前郡苫前町字霧立国有林留萌南部森林管理署2121林班へ小班地先まで

同

北海道告示第659号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変

更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道旭川土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成20年10月10日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 道路の種類

道道

2 路線名

ペンケ下川停車場線

3 道路の区域

区 間

変更前後の別

敷地の幅員

延長

国道等との重複区間

上川郡下川町南町431番地先から

前

10.91mから

554.00m

――

上川郡下川町南町391番1地先まで

前

10.91mまで

前

20.00mから

554.00m

――

後

20.00mから

554.00m

――

後

20.00mまで

道教育庁上川教育局告示

北海道教育庁上川教育局告示第30号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成20年10月10日

北海道教育庁上川教育局長 辻 敏 裕

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア パーソナルコンピュータの賃貸借（98台） 一式（1月当たりの単価）
（高等学校普通科84台、視覚障害特別支援学校7台、肢体不自由特別支援学校7台）

イ パーソナルコンピュータの賃貸借（51台） 一式（1月当たりの単価）
（高等学校職業科42台、知的障害特別支援学校9台）

(2) 調達をする物品等の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間

ア 平成21年1月9日から平成26年12月26日まで。ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。

イ 平成21年1月5日から平成25年12月27日まで。ただし、予算の範囲内で、当該契約

期間を変更することがあり得る。

(4) 納 入 場 所

ア 北海道美瑛高等学校、北海道愛別高等学校、北海道旭川盲学校及び北海道旭川養護学校

イ 北海道名寄農業高等学校及び北海道美深高等養護学校

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成19年北海道告示第13号又は平成20年北海道告示43号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまで定めるところにより、2の⁽³⁾及び⁽⁴⁾に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成20年10月10日から10月31日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 079 - 8612 旭川市永山 6 条19丁目 1 番 1 号
北海道教育庁上川教育局企画総務課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁上川教育局企画総務課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 旭川市永山 6 条19丁目 1 番 1 号 北海道上川合同庁舎 3 階 301号会議室（送付による場合は、郵便番号 079 - 8612 旭川市永山 6 条19丁目 1 番 1 号 北海道教育庁上川教育局企画総務課）

- (2) 入 札 日 時

ア 平成20年11月19日（水） 午前10時

イ 平成20年11月19日（水） 午前11時

（送付による場合は、平成20年11月18日（火）までに必着のこと。）

- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の⁽¹⁾による。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 4に同じ。

- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、電子メールによる交付を希望する場合は、その旨を契約に関する事務を担当する組織に電子メール（アドレス：kamikyo.somu1@pref.hokkaido.lg.jp）で申し込むこと。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定については、次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で、最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の⁽²⁾、⁽⁷⁾から⁽⁹⁾まで及び⁽¹¹⁾から⁽¹³⁾までによるほか、次による。

- (1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

- (2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道教育庁上川教育局企画総務課

イ 所 在 地 郵便番号 079 - 8612 旭川市永山 6 条19丁目 1 番 1 号
電話番号 0166 - 46 - 4944

10 Summary

A . Nature and quantity of the products to be procured :

a . Personal Computer 98 1 set.

b . Personal Computer 51 1 set.

B . Bidding date and time :

a . 10 : 00 A.M., November 19, 2008

b . 11 : 00 A.M., November 19, 2008

(If mailed, bids must arrive no later than November 18.)

C . Contact :

Accounting Division, General Affairs Department, Kamikawa District Bureau of Education,
Hokkaido office of Education Nagayama 6, 19, Asahikawa, Hokkaido, 079-8612, Japan

Phone : 0166-46-4944

